

본 공의회 元淸美가 보내준 사민당 전후반상방안 양이다.
 민선 위원장이 비교해서 좀더해 주시길 바랍니다. (법률문과대위서) 장영숙 양

戦争被害の補償等に関する法律案骨子(素案)について

1999年7月7日

社民党戦後補償問題プロジェクトチーム

(座長=清水澄子参議院議員)

<経過>

数年来、戦後補償をめぐる判決で、立法措置を求める付言(ふげん)、指摘が相次いだ。社民党はこれを重く受け止め、昨年の7月の常任幹事会で戦後補償のための立法作業を進めると決定して以来、「社民党戦後補償問題プロジェクトチーム」(座長=清水澄子参議院議員)が、三つの法案策定作業を参議院法制局と続けてきた。それは、(1)基本法としての「戦争被害の補償等に関する法律案」、個別の立法としての(2)国籍条項により援護法の適用を除外された在日韓国・朝鮮・台湾人の旧軍人・軍属の援護のための法律案、(3)旧植民地出身「BC級戦犯」に対する補償のための法律案である。

このうち、「戦争被害の補償等に関する法律案」は法案の骨子(素案)まで作業が進んだ。法案を完成させる前に、今後、他会派の議員各位のご意見を広く聞きながら法案要綱、法律案への作業を継続することが6月23日の党PTで了承された。

<「戦争被害の補償等に関する法律案骨子(素案)」の概要>

1. 国の責任により、国籍を問わず戦争被害者の十分かつ迅速な救済が求められていることにかんがみ、戦争被害に関する国等の責務を定め、総理府に「戦争被害審議会」を設置すること等により、政府に戦後補償問題の迅速な解決を促すことを目的とする。
2. 国は、戦争被害の実態を明らかにし、今なお補償又は人道的観点から講ずる救済のための措置が必要な戦争被害について十分な補償等の措置を迅速

に行う等の責務を有する。

3. 同審議会は、戦争被害の調査、補償等の措置の必要性の検討などを行い、必要があると認めるときは、調査審議の結果に基づき、補償等の措置の具体的な内容及び方法について、内閣総理大臣に勧告する。
4. 勧告に沿った措置の実施を担保するため、内閣総理大臣に勧告尊重義務を課し、勧告内容を国会に報告するとともに一般に公表しなければならないこととする。
5. この法案は個別の補償等の措置を直接に行うための法案ではなく、補償等の措置の実施は同審議会の勧告に基づく個別法の立法や財政措置による。
6. 対象となる戦争被害は、今次の大戦等（1931年9月18日の柳条湖事件から1945年9月2日の降伏文書調印までの間の戦争・事変）に関連して我が国または相手国の直接・間接の関与により行われた非人道的行為による被害を中心とした戦争被害全般である。ただし、今次の大戦等の終結後に生じた被害については、「シベリア抑留」、「BC級戦犯」等一定のものに限定する。

以上

戦争被害の補償等に関する法律案骨子（素案）

1999.6.3

第一 目的

この法律は、今なお補償等を行う必要がある戦争被害について、国の責任により十分な補償等を迅速に行うことが求められている状況にかんがみ、戦争被害に関する国等の責務及び戦争被害についての補償等に関する基本的事項を定めるとともに、戦争被害の実態、戦争被害についての補償等の必要性等を調査審議し、必要に応じ補償等の具体的な内容等を検討する審議会を設置する措置を講ずることにより、戦争被害に関する問題の解決の促進に資することを目的とすること。

＊本法案は、戦争被害に関する国等の責務及び戦争被害についての補償等に関する基本的事項を定めるとともに戦争被害審議会を設置することを内容とする。

戦争被害審議会の職務は、次の3点である。

- ①戦争被害全般について、その実態並びに当該戦争被害の被害者に対しこれまで我が国等がとった措置及び当該戦争被害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束の内容の調査
- ②①の調査を踏まえ、既に十分な内容の措置が講じられているものを除いて、今なお補償等を行う必要がある戦争被害の洗い出し
- ③今なお補償等を行う必要がある戦争被害についての補償等の具体的な内容及び方法の検討

第二 定義

- 1 この法律において「今次の大戦等」とは、昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの間における我が国と外国との間の戦争及び事変をいうこと。

＊「昭和六年九月十八日」は満州事変の発端である柳条湖事件の発生の日であり、「昭和二十年九月二日」は降伏文書調印の日である。

- 2 この法律において「戦争被害」とは、今次の大戦等に関連して我が国の直接又は間接の関与により行われた非人道的な行為によって生命、身体、財産その他の利益について生じた被害その他の今次の大戦等に関連して我が国又は我が国との戦争若しくは事変の相手国（以下単に「相手国」という。）

の直接又は間接の関与により行われた行為によって生じた被害（相手国の直接又は間接の関与により行われた行為により日本国民（日本国との平和条約第二条に掲げる地域の住民を含む。）以外の者に生じたものを除き、昭和二十年九月二日以後に生じたものについては戦後強制抑留その他の政令で定めるものに限る。）をいうこと。

＊「今次の大戦等に関連して我が国の直接又は間接の関与により行われた非人道的な行為による生命、身体、財産その他の利益に生じた損害」は、本法により設置される戦争被害審議会における調査審議の対象となる戦争被害の最も中心となるものであり、従って戦争被害の例示として、明記することとしたものである。

＊本法に規定する「戦争被害」には、

- ①今次の大戦等に関連して我が国の直接又は間接の関与により行われた行為によって、今次の大戦等終結前に生じた損害
- ②今次の大戦等に関連して相手国の直接又は間接の関与により行われた行為によって、今次の大戦等終結前に、日本国民又は旧植民地の住民に生じた損害
- ③今次の大戦等に関連して我が国又は相手国の直接又は間接の関与により行われた行為によって、今次の大戦等終結後に生じた損害で、政令で定めるもの（戦後強制抑留、戦争裁判による受刑、在外財産の没収等）がある。

＊「日本国との平和条約第二条に掲げる地域」とは、朝鮮、台湾等のいわゆる分離地域を指す。

第三 国及び地方公共団体の責務

- 1 国は、戦争被害の実態を明らかにする責務を有すること。
- 2 国は、今なお補償又は人道的な観点から講ずる救済のための措置（以下「補償等」という。）が必要な戦争被害について、十分な補償等を迅速に行う責務を有すること。
- 3 国は、戦争被害の実態について、教育活動、広報活動等を通じて、国民の認識を深めるよう努めなければならないこと。
- 4 地方公共団体は、1から3に基づき国が実施する戦争被害に関する施策に協力しなければならないこと。

第四 国民の責務

国民は、戦争被害の実態について認識を深めるよう努めるとともに、第三1に基づき国が実施する施策に協力する責務を有すること。

第五 戦争被害についての補償等に関する基本的事項

- 1 戦争被害についての補償等の内容は、戦争被害の種類及び程度を考慮したものとなるようにすること。
- 2 戦争被害についての補償等の内容及び方法は、戦争被害を受けた者（以下「戦争被害者」という。）の意向に配慮したものとなるようにすること。

第六 戦争被害審議会

一 設置

総理府に、戦争被害審議会（以下「審議会」という。）を置くこと。

二 所掌事務

- 1 審議会は、次に掲げる事項について調査審議すること。
 - ①戦争被害の実態に関する事項
 - ②戦争被害者に対し我が国又は相手国がとった措置及び戦争被害に関し我が国が締結した条約その他の国際約束に関する事項
 - ③戦争被害についての補償等の必要性に関する事項
 - ④②及び③のほか、戦争被害についての補償等に関する重要な事項

*④として想定している事項は、

- ・戦争等の当事国以外の戦争被害者が属する国又は地域の施政当局が、戦争被害者に対しとった措置（例えば、韓国政府による韓国人従軍慰安婦に対する支援金の支払い等）
- ・戦争被害者に対しとられた民間ベースの措置（例えば、アジア女性基金による事業等）
- ・戦争に係る被害の救済措置に係る諸外国の事例である。

- 2 審議会は、毎年、内閣総理大臣に、1に掲げる事項に関する調査審議の経過及び結果を報告すること。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、1による調査審議の結果に基づき、補償等の具体的な内容及び方法について、内閣総理大臣に勧告することができること。
- 4 内閣総理大臣は、審議会から3の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならないこと。
- 5 審議会は、1の調査審議及び2の報告を行うに当たっては、戦争被害者その他の関係人の名世又は生活の平穩を害することのないよう十分に配慮しなければならないこと。
- 6 審議会は、3の勧告をするに当たっては、戦争被害者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 7 審議会は、この法律に定めるもののほか、他の法律の規定により権限に属させられた事務をつかさどること。

三 国会への報告及び公表

内閣総理大臣は、審議会から22の報告又は23の勧告を受けたときは、その内容を国会に報告するとともに、一般に公表しなければならないこと。

四 組織

- 1 審議会は、委員二十人以内で組織すること。
- 2 委員は、非常勤とすること。
- 3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命すること。
- 4 委員の任期は二年とし、委員は再任されることができること。

- 5 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができること。
- 6 審議会の事務を処理させるため、審議会に事務局を置くこと。

五 資料提出その他の協力

- 1 関係行政機関の長は、審議会の求めに応じて、資料の提出その他の協力をしなければならないこと。
- 2 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提出その他の必要な協力を求めることができること。
- 3 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、1及び2に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。

〔備考〕

本法律案は、予算を伴う法律案であること。